

定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人エコエネ技術士ネットと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を岡山県倉敷市に置き、理事会の決議によって、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(目的及び事業)

第3条 当法人は、中小規模事業者等及び自治体等のエネルギー及び温暖化防止を中心とする事業基盤強化につながる提案から実施に至るまでの支援等を行うことで、地域の環境・経済・社会の発展に寄与することを目的とする。その目的に資するため、次の事業を行う。

1. エネルギー及び温暖化防止に関する事業

- ①国、自治体、団体、大学、事業者、金融機関、市民団体や個人等と連携した中小企業事業者等の省エネルギー及び温暖化防止に関するネットワークを形成する事業
- ②企画・調査及び指導に関する事業
- ③測定・診断・改善対策等の事業
- ④設備機器の導入を支援する事業
- ⑤家庭、業務部門及び産業部門等に関する省エネルギー、温暖化防止、再生可能エネルギー及び新エネルギーの促進
- ⑥省エネルギー、新エネルギー及び再生可能エネルギーに関する調査、研究等に係る事業
- ⑦新技术、新手法、新制度に関する調査、研究等に係る事業
- ⑧エネルギー及び環境改善に関するイベント、交流会、講演会及び教育に関する事業
- ⑨ホームページ、印刷物及び電子メール等ネットワークツールを介した情報提供

2. 生産性向上、サービスの質向上、経営改善、ものづくり技術指導等に関する事業

3. 前各号の事業を通して技術士の活動拡大及び社会貢献に関する事業

4. 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公 告)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 会 員

(入会)

第5条 当法人の会員は、正会員及び賛助会員とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財团法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

2 正会員は、当法人の目的及び事業に賛同する技術士の資格を有する個人及び技術士が所属する法人とする。

3 賛助会員は、前項に該当しないもので、当法人の目的及び事業に賛同する個人及び法人とする。

4 当法人の会員になろうとするものは、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(経費等負担)

第6条 会員は、当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、入会時及び毎年、社員総会において別に定める入会金、会費を負担しなければならない。

(会員の資格喪失)

第7条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 死亡したとき、又は解散したとき
- (4) 2年以上会費を滞納したとき
- (5) 除名されたとき

(退 会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次の各号に該当するときは、社員総会の決議によって、これを除名することができる。

- (1) この定款又はその他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に違反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当の事由があるとき

(会員名簿)

第10条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

第3章 社 員 総 会

(社員総会)

第11条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

2 社員総会は、正会員をもって構成する。

3 各正会員は、各1個の議決権を有する。賛助会員は議決権を有しない。

4 社員総会は、法令による別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

5 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、社員に対して招集通知を発する。

(議 長)

第12条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議の方法)

第13条 社員総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有

する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う（以下、「普通決議」という。）。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う（以下、「特別決議」という。）。
- (1) 会員の除名
 - (2) 定款の変更
 - (3) 解散
 - (4) その他法令で定められた事項

(書面決議等)

第14条 社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

(議事録)

第15条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び出席した社員のうちからその総会において選任された議事録署名人1名以上が記名押印する。

第4章 役 員

(役員の設置)

第16条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上5名以下
- (2) 監事 1名以上

2 理事のうち1名を理事長とし、専務理事1名を置くことができる。

3 前項の理事長をもって一般法人法第91条第1項第1号の代表理事とし、専務理事をもって同項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第17条 理事及び監事は、社員総会の決議によって、当法人の社員の中から選任する。

2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務権限)

第18条 理事は、理事会を構成し、当法人の業務の執行を決定する。

2 理事長は、法令及びこの定款に定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

3 専務理事は、理事長を補佐し、当法人の業務を執行する。

4 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第19条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(任期)

第 20 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

3 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(解 任)

第 21 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、特別決議による。

(報酬等)

第 22 条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を支給することができる。

2 社員が事業推進のために要した経費は、理事会の承認によって支給することができる。

(責任の一部免除)

第 23 条 当法人は、役員の一般法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、社員総会の特別決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(事務局)

第 24 条 当法人の事務を処理するため事務局を設け、必要に応じて職員を置くことができる。

2 事務局及び職員に関する事項は、理事会の承認によって、理事長が別に定める。

第 5 章 理 事 会

(構 成)

第 25 条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第 26 条 理事会は次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行及び運営に関する諸規則の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び専務理事の選定及び解職
- (4) その他法令又はこの定款及び運用規定に定める事項

(招 集)

第 27 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長に事故あるときは専務理事が理事会を招集する。

(決 議)

第 28 条 理事会の決議は、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもつて行う。

(理事会の決議の省略)

第 29 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につ

き決議に加わることのできる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。

（議事録）

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第6章 基 金

（基 金）

第31条 当法人は、基金を引き受ける者を募集することができる。

2 基金の割当て及び払込み等の手続きについては、理事会が決定する。

3 基金は、法人が解散するときまで返還しないものとする。

4 社員が退社するときには、定時社員総会において返還すべき基金の総額について決議を経た後、理事会が決定したところに従って基金を返還することができる。

第7章 資産及び会計

（事業年度）

第32条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（経費の支弁）

第33条 当法人の経費は、年会費、事業収入、寄付金、基金及びその他の収入をもって支弁する。

（事業計画及び収支予算）

第34条 当法人の事業計画、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

（事業報告及び決算）

第35条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

（1）事業報告

（2）事業報告の附属明細書

（3）貸借対照表

（4）損益計算書

（5）貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の内容についてはその内容を説明し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金)

第36条 当法人は、剰余金を分配することができない。

第8章 解散等

(解散)

第37条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第38条 当法人が解散した場合に残余財産があるときは、社員総会の決議を経て、公益社団法人、公益財団法人又は国若しくは地方公共団体に寄附するものとする。

第9章 補 足

(運用規則)

第39条 この定款の施行及び事業の運営に必要な事項の運用規定は、理事会が定める。

第10章 附 則

(最初の事業年度)

第40条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成29年3月31日までとする。

(法令の準拠)

第41条 この定款に規定のない事項は、すべて一般法人法及びその他の法令による。

令和2年6月1日

代表社員 栗原 茂

